

令和8年度「ぐんまのうめ」消費拡大等PR業務 企画提案公募要領

1 委託業務の名称

令和8年度「ぐんまのうめ」消費拡大等PR業務

2 委託業務の趣旨・目的

別添「仕様書」のとおり

3 委託業務の内容

別添「仕様書」のとおり

4 履行期間

契約締結の日から令和9年3月5日（金）まで

5 予定される事業費

事業費は、金2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とします。

- ・応募に要する経費は含みません。
- ・採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積もりの提出をお願いします。

6 応募資格

応募に際しては、以下の要件を全て満たすこととします。

- (1) 本業務の実施について、群馬県の要求に応じて速やかに来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 当該委託業務を遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (3) 過去の業務実績等により、業務遂行に必要な能力を有していると証明できること。
- (4) 委託契約における受託者として契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- (5) 事業執行にあたり、群馬県の指示に従い、経理処理や事業遂行、その報告などを適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (7) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (8) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (10) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (11) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (12) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

7 スケジュール

- | | | | |
|-------------|--------------|-------------------|----|
| (1) 参加申込 | 令和8年4月23日（木） | ～令和8年5月12日（火）午後5時 | 必着 |
| (2) 質問受付 | 令和8年4月23日（木） | ～令和8年5月12日（火）午後5時 | 必着 |
| (3) 企画提案書提出 | 令和8年5月13日（水） | ～令和8年5月19日（火）午後5時 | 必着 |
| (4) 審査 | 令和8年5月20日（水） | ～令和8年5月25日（月） | |
| (5) 審査結果通知 | 令和8年5月26日（火） | | |

8 事前説明会

本業務委託公募に係る事前説明会は開催しません。

9 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込書を提出してください。

- (1) **提出期限** 令和8年5月12日(火)午後5時(必着)
- (2) **提出方法** 参加申込書(様式1)を用いて、電子メール、郵送又は持参によるものとします。
- (3) **提出先** 「15 提出先及び問い合わせ先」のとおり

10 質問受付

期限までに参加申込書を提出した事業者(以下、参加申込者)から、次のとおり質問を受け付けます。

- (1) **質問の受付期間** 令和8年4月23日(木)～令和8年5月12日(火)午後5時必着
- (2) **質問方法** 質問書(様式2)を用いて電子メールによるものとします。
なお、件名は「令和8年度「ぐんまのうめ」消費拡大等PR業務」としてください。
- (3) **質問の提出先** 「15 提出先及び問い合わせ先」のとおり
- (4) **回答方法** 質問受付日の翌日から起算して3営業日(土・日曜日、祝日を除く)以内に、参加申込全員に電子メールで回答します。
- (5) **その他** 受け付けた全ての質問について、質問を提出した事業者名は公開しません。

11 企画提案書等の提出

参加申込者は次のとおり企画提案書等を提出してください。

なお、参加申込者以外の者からの企画提案書は受け付けません。また、参加申込者であっても、提出期限経過後の企画提案書等は受け付けません。

- (1) **提出期間** 令和8年5月13日(水)～令和8年5月19日(火)午後5時必着
- (2) **提出方法** 電子メール、持参又は郵送とする。
なお、電子メールにより提出する際は、電話で電子メールの受信を確認すること。
- (3) **提出先** 「15 提出先及び問い合わせ先」のとおり
- (4) **提出書類** 以下の書類を提出してください。
 - ア 企画提案書表紙(様式3)
 - イ 企画提案書本体(任意様式)
 - ・企画提案書内には、業務実施体制及び作業工程、スケジュールを記載してください。
 - ウ 見積書(任意様式)
 - ・業務の実施に直接必要な経費の内訳を明確にしてください。
 - ・宛て名は、「群馬県知事 山本一太」としてください。
 - ・見積書の内訳には、各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記してください。
 - ・見積額が上記5の予算額を超えた場合は失格とします。
 - エ 会社案内パンフレット等、応募事業者の概要が分かる資料
 - オ 誓約書(様式4(群馬県暴力団排除条例第7条関係))
 - カ 課税(免罪)事業者届出書(様式5)
 - キ 法人登記簿謄本(3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可)
 - ク 決算書の写し(直近のもの1期分(半期決算の場合は2期分))
 - ※ア～エについて、持参又は郵送で提出する場合は6部提出してください。
 - ※オ、キ、クについて、群馬県の「令和8・9年度物件等購入契約資格者名簿」(以下、「物件等資格者名簿」という。)登載者は、その提出を不要とします。

(5) 提案が無効となる場合の注意

下記の事項に該当する場合は、審査対象とならないことがありますので注意してください。

- ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ウ その他企画提案に関する条件に違反した提案

(6) 提案の取り下げ

企画提案書を提出した後に企画提案を取りやめる場合は、速やかに連絡してください。

(7) 提案の無効及び契約の解除

応募事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とし、本事業における公募の参加資格を失うものとするとともに、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。

(8) その他

- ア 提出された企画提案書の内容について、質問及び訂正を求めることがあります。
- イ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認めます。
- ウ 提出された企画提案書は、返却しません。
- エ 提出された企画提案書は、本業務における委託業者の選定以外の目的で使用しません。
- オ 審査に必要な範囲において、企画提案書を複製することがあります。

1.2 企画提案書の審査・優先交渉事業者の選定

(1) 審査方法

提出された書類及び企画提案に関する審査会を実施し、その結果を基に審査員長が優先交渉事業者を決定します。ただし、提案者が1者のみの場合は、審査員による審査を省略し、審査員長が本業務の委託者としての適否を決定します。

(2) 審査項目

- ア 趣旨・目的の理解に関すること（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解等）
- イ 企画提案内容に関すること（ターゲット設定の妥当性、企画力、実現性、オリジナリティ等）
- ウ 事業効果に関すること（費用対効果、波及効果等）
- エ 実施体制に関すること（業務遂行力、業務実績等）
- オ 積算に関すること（見積金額の妥当性等）
- カ 総合評価（全体的な整合性）

(3) プレゼンテーション審査

令和8年5月22日（金）に実施予定

※仮日程のため、変更の可能性があります。詳細は、別途通知します。

※応募者が1者のみの場合は、プレゼンテーション審査を省略することがあります。

(4) 審査結果

令和8年5月26日（火）を目途に、全ての応募事業者に対し、文書にて通知します。

1.3 委託契約の締結

(1) 採用された企画提案に基づき、業務内容を調整の上、再度見積書を提出いただき、契約締結となります。

(2) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との協議・交渉で決定します。なお、前金払については、契約者と別途協議します。

(3) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合に、次点とされた者と交渉する場合があります。

(4) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。

1.4 その他

- (1) 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とします。
- (2) 本件業務に関し、群馬県から受領又は閲覧した資料等は、群馬県の了解なく公表又は使用することはできません。
- (3) 審査結果についての異議申し立ては受けつけません。
- (4) 契約保証金については、群馬県財務規則第199条第1項各号に該当する場合は免除します。それ以外の場合は、同規則第198条の規定に基づき、契約予定総額（単価に予定数量を乗じ、消費税及び地方消費税を加算したもの）の100分の10以上を納めることとします。

1.5 提出先及び問い合わせ先

- (1) 名 称 群馬県 農政部 蚕糸特産課 果樹係
- (2) 所在地 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
- (3) 連絡先 電話 027-226-3136（土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）
FAX 027-221-8681
電子メール sanshitoku@pref.gunma.lg.jp